

相続定期預金『ツナグ』

(平成30年4月1日現在)

1. ご利用いただける方	<p>・当行または他行で相続手続き完了後1年以内に、相続により取得した資金(不動産や有価証券の換金代金を含む)で、ご本人様が新規で定期預金をお預けいただける個人の方が対象となります。</p> <p>※既に当行にお預け入れの定期預金からのお振替・ご継続は対象外です。</p>
2. お預入に必要なもの	<p>・当行で相続手続きをされた方については、必要書類として「①本人確認資料」「②お届け印」が必要となります。</p> <p>・当行以外で相続手続きをされた方については、上記①、②に加え、下記資料の③～⑥のいずれか1点の提示を受け、預入対象者であることの確認をさせていただきます。</p> <p>※「③過去1年以内に作成した遺産分割協議書の写し」「④金融機関に提出した依頼書等の写し」「⑤戸籍謄本の写し+被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」「⑥遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの)+被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し」</p>
<p>3. 商品内容</p> <p>(1) お預入金額</p> <p>(2) 適用金利</p> <p>(3) お預入期間</p>	<p>スーパー定期預金・大口定期預金(自動継続、単利型・複利型)</p> <p>・100万円以上1億円以下</p> <p>(3ヶ月もの) 年利0.50%(税引前)</p> <p>(1年もの) 年利0.20%(税引前)</p> <p>(3年もの) 年利0.25%(税引前)</p> <p>※金利情勢に変動があった場合、提示している特別金利を変更する場合がございます。</p> <p>・3ヶ月、1年、3年</p>
<p>4. 利息について</p> <p>(1) 利払い方法</p> <p>(2) 計算方法</p>	<p>・満期日以降に一括してお支払いいたします。(単利型・複利型)</p> <p>・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算(複利型は6ヶ月毎の複利計算です)</p>
5. 税金について	<p>・平成25年1月1日から復興特別所得税が導入されたことにより、お受取りになる利息は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が差し引かれます。</p> <p>※限度額が設定された少額貯蓄非課税制度(マル優)専用の定期預金通帳または総合口座通帳をお持ちの場合は、限度額の範囲内でマル優をご利用いただけます。</p>
6. 期日前解約時のお取り扱い	<p>・当行所定の解約利率となります。</p>
7. その他	<p>・金利上乗せは当初預入期間のみの適用となります。当店および他店での再受入時の金利上乗せはございませんので、予めご了承ください。</p> <p>・本定期は自動継続扱いであり、満期日にご継続いただいた後は満期日時点の店頭表示利率を適用させていただきます。</p> <p>・通帳式、総合口座定期にて作成していただきます。</p> <p>・この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。</p> <p>・他のキャンペーン等の金利上乗せや特別金利との併用はできません。</p> <p>・ATM定期預金、インターネット定期預金でのお取り扱いはできません。</p>